主要指標：県が目標値を定め、施策として取り組むもの
評価欄：達成度が100%以上：Ａ　80%～99%：Ｂ　80%未満：Ｃ

岩手県消費者施策推進計画（H26改訂版）【主要指標】事業評価一覧

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	指標の進捗状況									事業評価の結果		備考
								基準年（H25）	H29				H30				H30		
									目標値	実績値	達成度（％）	評価	目標値	実績値	達成度（％）	評価	事業の概要	今後の方向	
（１）商品やサービスの安全の確保	イ 消費者事故の調査・公表	① 商品テストの実施及び結果の情報提供	試買テスト品目数とし、毎年１品目を目指します。	県民生活センター	1	試買テスト品目数	品目	1	1	1	100.0	Ａ	1	1	100.0	Ａ	「アルカリ乾電池」についてテストを実施し、その結果をホームページに掲載して情報提供を行った。	【継続】 試買テスト１品目と結果の情報提供について、引き続き実施する。	
	ウ 生活関連物資の安定供給・価格の安定化	① 生活関連物資の価格動向調査及び緊急時等における対応	レギュラーガソリンの調査回数とし、年間12回、１広域振興局当たり各10店舗を調査します。	県民生活センター	2	ガソリンの延べ調査回数	回	480	480	480	100.0	Ａ	480	480	100.0	Ａ	特にも石油製品価格は変動が激しく、動向を注視する必要があることから、ガソリン及び灯油について、毎月、価格調査を実施した。	【継続】 ガソリン及び灯油について毎月の価格調査を実施し、引き続き、実態把握及び情報提供に努める。	
			灯油価格の調査回数とし、年間６回（10月～３月）、１広域振興局当たり各10店舗を調査します。		3	灯油の延べ調査回数	回	480	240	480	200.0	Ａ	240	480	200.0	Ａ			
（２）消費者と事業者との取引の適正化	ア 規格・表示の適正化の推進	② 単位価格表示の推進	実施対象店舗に対する単位価格表示実施状況調査の実施回数とし、年１回を目指します。	県民生活センター	4	実施状況調査実施回数	回	1	1	1	100.0	Ａ	1	1	100.0	Ａ	11月に実施状況調査を行った。 取組店舗割合は目標を達成することはできなかったが、対象店舗に対し、単位価格表示制度の周知及び適正な表示の普及を図った。	【継続】 継続した調査を実施し、消費者の商品選択に資するよう、事業者に対し単位価格表示制度の周知及び適正な表示の普及に努める。	
			単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合とし、毎年63.8%（平成25年度の取組店舗割合）以上を目指します。		5	取組店舗割合	％	63.8	63.8	58	90.9	Ｂ	63.8	60.7	95.1	Ｂ			
（３）消費者教育の推進	ア 高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実	① 消費生活に関する情報の提供	県民又は報道機関向けの情報提供回数とし、年間213回（平成25年度の回数）を目指します。	県民生活センター	6	情報提供回数	回	213	213	301	141.3	Ａ	213	352	165.3	Ａ	様々な機会を捉えて、広く県民向けの情報提供を行った。	【継続】 消費者トラブルの未然防止を図るため、引き続き各種広報媒体を活用し、適時適切な情報提供に努める。	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	指標の進捗状況									事業評価の結果		備考
								基準年（H25）	H29				H30				H30		
									目標値	実績値	達成度（%）	評価	目標値	実績値	達成度（%）	評価	事業の概要	今後の方向	
（３）消費者教育の推進	ア　高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実	②消費生活サポーターを通じた情報提供	消費生活サポーターに対する情報提供回数とし、年間６回を目指します。	県民生活センター	7	サポーターへの情報提供回数	回	6	6	6	100.0	A	6	6	100.0	A	年６回、消費生活に関係した情報の提供を行った。 また出前講座や各種研修会でのＰＲにより、登録者の増加を図った。 （Ｈ30年度末現在登録者数301名）	【継続】 消費者被害の防止啓発に資する取組であり、引き続き情報提供を行う。 また様々な機会を捉え、登録者の更なる増加に努める。	
			消費生活サポーター登録者数とし、県内全市町村に総数300人の登録を目指します。		8	サポーター登録者数	人	270	300	306	102.0	A	300	301	100.3	A			
		③消費生活全般に関する教育の実施	〔小学生・保護者向け〕消費生活セミナーの開催回数とし、毎年２回を目指します。	県民生活センター	9	小学生等向けセミナーの開催回数	回	1	2	2	100.0	A	2	2	100.0	A	ゲームを通して、児童と保護者がお金の使い方や大切さを体験するセミナーを、小学校の夏休みと冬休みの期間に合わせ、７月と１月に各１回実施した。 （延べ参加者数　児童66名、保護者51名）	【継続】 小学生を対象とした金銭教育の有用な場として、引き続き実施する。	
			〔高校生・専門学校生向け〕金融経済セミナーの実施校数とし、毎年40校（平成25年度の回数）を目指します。	県民生活センター（学校教育課、法務学事課）	10	高校生等向けセミナーの実施校数	校	40	40	48	120.0	A	40	44	110.0	A	高校生や専門学校生を対象としたセミナーを実施し、金融リテラシーの向上を図った。 （延べ受講人数　4,284名）	【継続】 関係機関と連携のうえ、成年年齢引下げを踏まえ、特に高校生を対象とした、事業の更なる実施と展開を図る。	
			〔専門学校生向け〕消費生活セミナーの実施校数とし、毎年２校を目指します。	県民生活センター	11	専門学校生向けセミナーの実施校数	校	1	2	3	150.0	A	2	8	400.0	A	専門学校生を対象としたセミナーを実施し、消費者トラブルの啓発と未然防止を図った。 （延べ受講人数　425名）	【継続】 若年者の消費者トラブル防止のため、引き続き事業を実施するとともに、実施校が固定化してきているため、新たな実施校の開拓に努める。	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	指標の進捗状況									事業評価の結果		備考
								基準年（H25）	H29				H30				H30		
									目標値	実績値	達成度（%）	評価	目標値	実績値	達成度（%）	評価	事業の概要	今後の方向	
（3）消費者教育の推進	ア 高齢者等の消費者被害の未然防止に向けた情報提供の充実	④ 消費生活に関する出前講座の実施	県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。	県民生活センター	12	出前講座実施回数	回	25	25	26	104.0	A	25	38	152.0	A	自治会、婦人会、社会福祉協議会等からの研修実施の要請を受け、消費生活に関する講座を実施し、啓発を行った。	【継続】 消費者被害の防止及び自立した消費者の育成に向け、各団体からの要請に応じて、トラブル防止、ライフプラン、ＳＤＧｓ等の講座を引き続き実施する。	
	イ 多様な主体との連携による消費者教育の推進	① 学校における消費者教育の推進	学校教員を対象とした研修会の開催回数とし、年間２回を目指します。	県民生活センター（学校教育課、法務学事課）	13	研修会開催回数	回	－	2	2	100.0	A	2	3	150.0	A	教育現場における消費者教育の一層の充実を図るため、県教育委員会と連携した、小中学校教員を対象とした研修会を開催した。 （受講者数　70名） また家庭科の高校教員を対象とした研修会も同様に実施した。	【継続】 成年年齢の引下げや新学習指導要領の実施を踏まえ、消費者教育の効果的な授業実践のため、社会科や家庭科の教員を対象とした研修会を引き続き実施する。	
			学校訪問校数とし、県内の公立小中学校（約510校）をおおむね５年間で全て訪問することを目指します。	県民生活センター（学校教育課、法務学事課）	14	延べ学校訪問校数	校	－	102	103	101.0	A	102	104	102.0	A	小学校50校、中学校45校、市町村教委９教委をそれぞれ訪問し、消費者教育や若年者の消費者トラブルに関する情報を提供した。	【継続】 学習指導要領の改訂を踏まえ、消費者教育に関する情報の提供は、学校現場にとって今後益々有用であると思料されることから、引き続き実施する。	
		② 障がい者に対する消費者教育支援	各種研修会等での情報提供回数とし、年２回を目指します。	県民生活センター（地域福祉課、障がい保健福祉課、学校教育課、法務学事課）	15	研修会等での情報提供回数	回	－	2	2	100.0	A	2	6	300.0	A	市町村の地域自立支援協議会等において、啓発及び情報提供を行った。 また依頼を受け、他県の社会福祉協議会においても、当県の取組について説明を行った。	【継続】 知的障がい者等の支援の現場では、障がいのある本人及び支援者が利用できる金銭管理教材が少ないなどの課題があることから、引き続き、テキストブックの普及啓発による教育支援を図る。	
（4）消費者被害の救済	ア 相談対応の充実	① 消費生活相談対応の推進	受理した相談のうち、助言やあっせんにより解決となった割合とし、毎年95%以上を目指します。	県民生活センター	16	相談解決割合（全県分）	%	95.7	95.0	96.6	101.7	A	95.0	96.6	101.7	A	消費生活相談員を配置し、電話及び来所での相談対応を行い、助言や情報提供、あっせんによる問題解決を図った。	【継続】 相談窓口の設置による県民からの相談の受付は、相談機関としての根幹を為すものであることから、助言やあっせんによる適切な対応を引き続き行う。	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	指標の進捗状況									事業評価の結果		備考
								基準年（H25）	H29				H30				H30		
									目標値	実績値	達成度（％）	評価	目標値	実績値	達成度（％）	評価	事業の概要	今後の方向	
（4）消費者被害の救済	ア 相談対応の充実	② 消費生活相談員の資質向上	消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。	県民生活センター	17	レベルアップ講座実施回数	回	12	10	10	100.0	A	10	10	100.0	A	今年度より、地域における高齢者の消費者トラブル防止と見守り体制の構築を図るため、主に福祉関係者を対象とした「消費者見守り体制促進事業」として、県内４箇所で実施した。（延べ参加者数　199名）	【継続】高齢者の消費者トラブル防止のため、民生委員やヘルパーなど、高齢者に身近な方々を対象とした研修の実施や見守りへの働きかけを引き続き図っていく。	
			消費生活相談員等スキルアップセミナーの実施回数とし、年間10回の実施を目指します。	県民生活センター	18	スキルアップセミナー実施回数	回	11	10	10	100.0	A	10	10	100.0	A	セミナーを通じ、県内の消費生活相談員の資質及び知識の向上を図った。	【継続】高度化、複雑化する相談に対応するため、相談員の専門的な知識の向上を図る必要があることから、引き続き実施する。	
			生活相談事例研究会の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。	県民生活センター	19	生活相談事例研究会実施回数	回	10	10	10	100.0	A	10	10	100.0	A	市消費生活センター相談員、市町村相談窓口担当者等延べ163名に対し、弁護士による法令講義や対応が困難な実例の対応検討、情報交換を行った。	【継続】法令講義、対応困難な実例の検討及び弁護士からのアドバイス、相談員間の情報交換が、実際の対応場面において非常に参考となり、有益なものとなっているため、引き続き実施する。	
		③ 法的サポートの推進	高度消費生活弁護士無料相談の実施回数とし、年間24回の実施を目指します。	県民生活センター	20	高度消費生活弁護士無料相談の実施回数	回	24	24	24	100.0	A	24	24	100.0	A	今年度より、主に若年層の相談者を対象に、月２回、消費者トラブルについて弁護士から直接電話で助言を受ける「若年者消費者トラブル解決支援事業」として実施し、様々な相談への対応を行った。（延べ相談件数　61件）	【継続】成年年齢の引下げを踏まえ、若年者の消費者トラブル防止と救済の対策の一つとして有用なものであると思料されることから、今後も引き続き実施する。	
		⑥ 高齢者・障がい者の相談に係る関係機関等との連携	県民生活センターが実施した出前講座の回数とし、年間25回以上を目指します。（再掲）	県民生活センター（地域福祉課、長寿社会課、障がい保健福祉課）	21	出前講座実施回数	回	25	25	26	104.0	A	25	38	152.0	A	自治会、婦人会、社会福祉協議会等からの研修実施の要請を受け、消費生活に関する講座を実施し、啓発を行った。	【継続】消費者被害の防止及び自立した消費者の育成に向け、各団体からの要請に応じて、トラブル防止、ライフプラン、ＳＤＧｓ等の講座を引き続き実施する。	（再掲）

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	指標の進捗状況									事業評価の結果		備考
								基準年（H25）	H29				H30				H30		
									目標値	実績値	達成度（%）	評価	目標値	実績値	達成度（%）	評価	事業の概要	今後の方向	
（4）消費者被害の救済	イ 多重債務問題に対する解決支援	① 多重債務者弁護士無料相談の実施	多重債務者弁護士無料相談の実施回数とし、年間114回を目指します。	県民生活センター	22	多重債務者弁護士無料相談の実施回数	回	144	114	114	100.0	A	114	114	100.0	A	岩手弁護士会の協力により、県内12か所の消費生活センター等で無料の弁護士相談会を開催し、多重債務問題を抱える県民への支援を図った。 （相談件数433件　うち多重債務170件）	【継続】 多重債務はもとより、それ以外の相談も受け付けており、県民にとってのセーフティーネットとしての役割と併せ、弁護士への貴重な相談機会の一つともなっていることから、継続して実施する。	
		② 多重債務・生活再建関係機関等との連携	会議の開催回数とし、年１回を目指します。	県民生活センター	23	会議開催回数	回	1	1	1	100.0	A	1	1	100.0	A	連絡会議を開催し、県内関係団体の多重債務者対策についての情報共有・意見交換を行った。 【参集者】弁護士会、司法書士会、消費者信用生協等 【出席者】23名	【継続】 多重債務に起因する自殺等も依然あり、関係機関との連携は引き続き必要であることから、継続して実施する。	
（5）市町村・関係機関等との連携及び活動支援	ア 市町村の相談体制の充実への支援	① 市町村相談体制の支援	消費生活相談員等レベルアップ講座の実施回数とし、年間10回の実施を目指します。（再掲）	県民生活センター	24	レベルアップ講座実施回数	回	12	10	10	100.0	A	10	10	100.0	A	今年度より、地域における高齢者の消費者トラブル防止と見守り体制の構築を図るため、主に福祉関係者を対象とした「消費者見守り体制促進事業」として、県内４箇所で実施した。 （延べ参加者数　199名）	【継続】 高齢者の消費者トラブル防止のため、民生委員やヘルパーなど、高齢者に身近な方々を対象とした研修の実施や見守りへの働きかけを引き続き図っていく。	（再掲）
			市町村消費生活センター等への訪問回数とし、毎年14回以上を目指します。	県民生活センター	25	市町村消費生活センター等延べ訪問回数	回	24	14	14	100.0	A	14	14	100.0	A	センターの消費生活相談員及び職員が同相談員配置市町等を訪問し、情報交換を行った。	【継続】 消費生活相談の状況等について情報交換し、情報や課題を共有する貴重な機会であることから、継続して実施する。	
			市町村への助言回数とし、毎年50回以上を目指します。	県民生活センター	26	市町村への助言回数	回	53	50	52	104.0	A	50	55	110.0	A	市町村等サポート事業として、市町村から寄せられた案件について助言を行った。	【継続】 相談体制の支援の一環として、市町村からの要望も多いことから、引き続き対応する。	

項目	小項目	事業・取組名	指標設定の考え方	担当室課	番号	指標名	単位	指標の進捗状況									事業評価の結果		備考
								基準年（H25）	H29				H30				H30		
									目標値	実績値	達成度（％）	評価	目標値	実績値	達成度（％）	評価	事業の概要	今後の方向	
（5）市町村・関係機関等との連携及び活動支援	イ 関係団体との連携及び活動支援	① オール岩手の連携・協働	岩手県消費者行政推進ネットワーク会議の開催回数とし、年間２回を目指します。	県民生活センター	27	ネットワーク会議開催回数	回	2	2	2	100.0	A	2	2	100.0	A	消費者行政に係る各種制度等に関する情報の共有、関係機関・団体との情報交換を行った。 【参集者】弁護士会、消費者団体連絡協議会、消費者信用生協、市町村等 【出席者】延べ77名	【継続】 消費者行政の充実を図るとともに、消費者被害の少ない地域づくりを進めるための協議・情報交換の場であることから、引き続き実施する。	
			消費者110番の実施回数とし、毎年１回を目指します。	県民生活センター	28	消費者110番実施回数	回	1	1	1	100.0	A	1	1	100.0	A	消費者からの様々な相談を、弁護士や消費生活相談員が電話や来所で受け付ける一日相談会を開催した。 （相談件数26件（うち面接９件、電話17件））	【継続】 国の定める「消費者月間」中の取組でもあることから、引き続き実施する。	